

東久留米市 子ども・若者に関するアンケート調査について

目的

こども計画策定にあたり、こども・若者及び子育て世帯の状況や意識を把握するため、アンケート調査を実施する。

「こども・若者育成支援推進法」の一部改正により、ヤングケアラーの状況把握が市町村の努力義務とされたことから、小学 5・6 年生、中学 1～3 年生を対象にヤングケアラーの実態調査をあわせて実施する。

対象

調査票区分	対象		対象者数	依頼方法
A	市立小学 5 年生保護者	悉皆	約 2,800	学校経由で依頼
A	市立中学 2 年生保護者	悉皆		学校経由で依頼
A	高校 2 年生(相当年齢含む)保護者	悉皆		郵送で依頼
B	市立小学 5 年生	悉皆	約 2,000	学校経由で依頼
B	市立小学 6 年生	悉皆		学校経由で依頼
C	市立中学 1 年生	悉皆	約 2,600	学校経由で依頼
C	市立中学 2 年生	悉皆		学校経由で依頼
C	市立中学 3 年生	悉皆		学校経由で依頼
D	高校 2 年生(相当年齢含む) 16～17 歳	悉皆	約 1,000	郵送で依頼
E	若者世代(18～29 歳)	抽出	1,000	郵送で依頼
		合計	約 9,400	

調査票について

- ・保護者：「子供の生活実態調査」（東京都立大学）を参考に作成
内容…世帯のこと、職業のこと、健康状態、生活状況、こどもの権利、校庭サポートについて
- ・小・中学生：「子供の生活実態調査」（東京都）を参考に作成
内容…普段の生活、将来の夢、悩み、虐待、こどもの権利・意見表明、ヤングケアラー
- ・高校生・若者：「こども・若者の意識と生活に関する調査」（内閣府）、「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」（こども家庭庁）を参考に作成
内容…普段の生活、地域社会との関係、自身の意識、ヤングケアラー、悩み、市の取組について

実施時期

令和 7 年 11 月（10 月末発送）

実施方法

対象者へは、調査への依頼とW e b方式における趣旨及び回答方法の説明等を記載した依頼状を発送。
依頼状には、回答フォームにアクセスするための二次元コード、個人用のI Dを記載する。

- ・小・中学生（保護者含む）……………学校へ依頼
- ・高校生（保護者含む）・若者世代…郵送により依頼

調査回答は原則としてW e b方式（L o g oフォーム）による。

I Dは、同一人が複数回回答できないように設定するもので、個人を特定するものではない。

調査結果の報告

①委託業者による集計

- 1 2月中旬 集計速報
- 1月～2月 報告データ納品

②事務局による集計

- 2月 報告書作成

③報告

- 3月 庁内検討委員会及び子ども・子育て会議へ報告

その他の意見聴取

1 1月1 5日(土)・1 6日(日)に開催される「市民みんなのまつり」において、アンケートを実施。

市民参加推進オンラインプラットフォーム「デジタル掲示板 くるりっど」を活用し、意見を募集する(1 1月中)。

